

町及び字の区域の変更につき議決を求めることについて

町及び字の区域を次のとおり変更するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

池之脇地区

変更前			変更後	
町	字	地番	町	字
上二俣町	山田	1572の一部、1572の1の一部、1573から1579まで、1580の一部、1580の1の一部、1581から1584までの各一部、1585から1587まで、1588から1591までの各一部	池之脇町	忠連谷
	忠連谷	1592の1、1592の2の一部		
		1592の2の一部	上二俣町	山田
	山田	1572の一部、1581から1584までの各一部、1588から1591までの各一部	上二俣町	忠連谷
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

提案理由

池之脇地区非補助土地改良事業の実施に伴い、町及び字の区域を変更する必要が生じたため、本議案を提出するものである。